

令和2年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和2年7月27日（月） 午後6時30分～午後7時30分

場 所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）（識見を有する者）
伊佐 素子（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋彌（市内の障害者団体の代表者）
中嶋 正勝（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松友 了（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
青柳 忠義（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
宮田 萬利子（民生委員の代表者）
宮崎 卓矢（特別支援学校の教員）
中西 紀子（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【アドバイザー】

長畑 達也 社会福祉法人 至誠学舎立川 国分寺地域包括支援センターもとまち

【事務局】

福祉部長（横川）
子ども家庭部 子育て相談室長（坂本）
教育部 学校指導課統括指導主事（大島）
福祉部 障害福祉課長（石丸）
福祉部 障害者福祉課計画係長（寒河江）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（鈴木）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）
福祉部 障害福祉課計画係（奥津）

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること
(諮問第1号)
- 3 その他
- 4 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 障害者計画等の位置づけ，検討体制等について（概要）
- 資料2 障害者計画の基本理念の変更について
- 資料3 国分寺市障害者計画（第3次）の振り返り
- 資料4 「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査」の集計結果から見える現状と課題
- 資料5 障害者計画の施策の体系（案）
- 資料6 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて
- 資料7 国分寺市障害者施策推進協議会 障害者計画等策定スケジュール（案）

◆当日配付

※席次表

- 資料8 第2期 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿

【開会】

大塚会長：令和2年度第1回の国分寺市障害者施策推進協議会を始めたいと思います。

会長の大塚と申します。今年度も1年間よろしく願いいたします。

まず、事務局から会議成立の確認等について、説明をお願いいたします。

事務局：開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。

本協議会設置条例の規定によりまして、会議については、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立するということになっております。

本日は、全員の委員に御出席いただいておりますので、会議成立となります。

なお、前回の協議会以降、委員2名と事務局員3名の交代がございました。

本日は、新型コロナウイルス感染症予防により、会議時間を短縮させていただく関係で、私のほうからお名前の御紹介のみさせていただきます。

まず、委員の御紹介です。

小平特別支援学校の笹本委員の御退任に伴いまして、後任は宮崎委員をお願いしております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、民生児童委員の坂本委員の御退職に伴いまして、後任を宮田委員をお願いいたしました。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局でございます。4月1日付けの人事異動によりまして、障害福祉課長の廣瀬に代わりまして、後任の石丸です。

生活支援係長の大平に代わりまして、後任の鈴木です。

相談支援係長の石丸に代わりまして、後任の小林です。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

大塚会長：ありがとうございます。それでは、続きまして、皆様のお手元の配付資料の確認をお願いいたします。

事務局：資料の確認と進行上の注意点等について御説明させていただきます。

まず、資料の確認を行います。次第に記載されている資料一覧を御覧いただきますよう、お願いいたします。

まず、事前配付の資料といたしまして、資料1「障害者計画等の位置づけ、検討体制等について（概要）」、資料2「障害者計画の基本理念の変更について」、資料3「国分寺市障害者計画（第3次）の振り返り」、資料4「『国分寺市障害福祉に関するアンケート調査』の集計結果から見える現状と課題」、資料5「障害者計画の施策の体系（案）」、資料6「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」、資料7「国分寺市障害者施策推進協議会障害者計画等策定スケジュール（案）」、以上が事前配付の資料となります。

続きまして、本日お配りした資料といたしまして、席次表、資料8「第2期国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿」、以上となります。

また、本日分の資料に加えまして、「国分寺市障害者計画（第3次）第4期国分寺市障害福祉計画」「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画」、以上の冊子を参考に机上配付しております。

お配りさせていただきました資料は以上でございます。全てでございますでしょうか。

次に、協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様の御発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきます。御了承くださいますよう、お願いいたします。

資料の確認等は以上でございます。

大塚会長：ありがとうございます。続きまして、諮問書の交付ということで、諮問書について説明をお願いいたします。

事務局：諮問書については例年市長より交付させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、今回は大塚会長の席に諮問書を2枚、机上配付とさせていただきます。委員の皆様には写しを同じく机上配付させていただきました。

それでは、諮問書を市長に代わり代読させていただきます。

諮問第1号。

令和2年7月27日。

国分寺市障害者施策推進協議会 会長 大塚晃様。

国分寺市長 井澤邦夫。

諮問書。

国分寺市障害者施策推進協議会設置条例（平成28年条例第17号）第2条（所掌事務）の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記。

1. 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること。

以上でございます。

続いて、諮問第2号に移ります。

諮問第2号。

令和2年7月27日。

国分寺市障害者施策推進協議会 会長 大塚晃様。

国分寺市長 井澤邦夫。

諮問書。

国分寺市障害者施策推進協議会設置条例（平成28年条例第17号）第2条（所掌事務）の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記。

1. 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理評価等に関すること。

以上でございます。

この諮問書に基づき、本協議会として次期計画の策定及び前年度の計画の評価を審議していただくこととなります。よろしくお願いいたします。

大塚会長：ありがとうございます。市長から会長宛てに国分寺市の障害者計画、そして障害福祉計画及び障害児福祉計画の、先に前年度の進行管理評価を行って、そして新たな計画を策定すると、こういう諮問を頂きましたので、皆さんの協力の下、国分寺市のためのよい計画、答申書が出せるよ

うにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、お手元の資料の次第2の「審議事項」に移っていききたいと思います。

審議事項1) 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること(諮問第1号)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：資料は資料1と7でございます。

新しい委員もいらっしゃいますので、障害者計画等の策定について、簡単ではございますが、改めて説明をさせていただきます。

国分寺市では、障害者基本法に基づく障害者計画と、その具体的な取組を定める障害者計画実施計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定しております。今年度はこれら全ての計画の最終年度となることから、今年度中に次の計画を策定することとしております。

障害者計画につきましては、障害者の施策全般に関する基本的な計画、障害福祉計画につきましては、市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画、障害児福祉計画につきましては、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画となっております。

障害福祉計画、障害児福祉計画につきましては、国の基本指針にのっとり検討することとなっております。この指針の一部改正が5月19日に告示されましたので、資料6にて概要をお示ししておりますので、御確認いただければと思います。

また、これらの計画は国分寺市地域福祉計画の障害分野に係る計画と位置づけられております。「国分寺市総合ビジョン」やその他の計画とも整合性を図るものとなっております。

計画の検討体制につきましては、本協議会が計画策定の主たる協議会でございます。こちらで計画案を検討していただくこととなっております。

同時に、国分寺市障害者地域自立支援協議会という組織でも地域課題の抽出や検討を行っておりますので、そちらとも連携を図りながら策定を進めてまいります。

このほか昨年度に実施いたしましたアンケート調査や関係団体様、事業者様からの御意見につきましても計画に反映させていくこととなります。

続きまして、資料7の今年度の本協議会の予定でございます。

本日はこの後、次期計画の大枠についての御意見を頂きたいと思っております。第2回は8月18日を予定しておりますが、現在取りまとめ中の関係団体や事業所の御意見などについてと、昨年度の実績につきましても報告をさせていただければと思います。

第3回につきましては、10月を予定しております。昨年度の実績評価の答申案と次期計画の原案について御意見を頂きたいと考えております。

第4回につきましては、11月を予定しております。次期計画のパブリック・コメント案と昨年度の実績評価の答申について御確認を頂ければと思います。

第5回につきましては、年明けの2月を予定しております。市民説明会とパブリック・コメントの結果報告と次期計画策定の答申について御確認を頂ければと思います。

現時点での予定でございますが、このような形で進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、資料の次回会議の日付が8月25日となっておりますが、変更が生じたので、8月18

日と修正していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、内容の説明に入らせていただきます。

事務局：続きまして資料2から6、計画の基本理念、施策の体系等について御説明させていただきます。

まず、資料2の「障害者計画の基本理念について」を御覧ください。

現行の計画では、「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」を基本理念として掲げていましたが、次期障害者計画では、「障害のある人もない人も支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念の案として御提案させていただきます。

本理念は、資料2の中で「他計画との整合性」に記載されている市のまちづくりの基本となる「国分寺市総合ビジョン」や国・都の障害者施策に関する計画の基本理念を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて「支え合い」という表現や、障害のある人が自己実現できる環境を作るために「自分らしくいきいき」という表現を入れさせていただいております。

続きまして、資料3「国分寺市障害者計画（第3次）の振り返り」を御覧ください。

本協議会では、毎年、前年度の計画の実施状況を評価しており、その評価内容を答申としてまとめております。この資料3は、その答申内容に基づき作成させていただきました。内容については、本資料に記載されているとおりのため、お読みいただければと思います。

続きまして、資料4「『国分寺市障害福祉に関するアンケート調査』の集計結果から見える現状と課題」についてを御覧ください。

(1) アンケート調査実施状況については、昨年度実施した市民アンケートの実施回収状況をまとめており、裏面に移りまして、(2) アンケート集計結果から見える現状と課題については、アンケート結果から主な集計結果を抽出し、分野別に現状と課題をまとめたものになります。

本内容や現在集計中である障害者団体や障害福祉サービス事業所等からの意見などを踏まえて計画の策定を進めてまいります。

続きまして、資料5「障害者計画の施策の体系（案）」を御覧ください。

本体系案は資料3、資料4で示した現状、課題などを踏まえ、施策の方向ごとに重点事業を絞って提示しています。そのため現行計画から再掲事業や手当、医療費助成など継続実施していく事業は計画から削り、評価指標に向けて施策を推進していく事業を重点事業として選定し、より適正な評価、PDCAサイクルを回れればと考えております。

ただし、今回、障害者団体のヒアリング等が新型コロナウイルスの影響により実施できなかったため、書面にて意見聴取を行っております。意見は現在集計しており、この内容を踏まえて庁内各課とも事業について調整していくため、あくまで現段階の案となっております。

そのため、掲載事業の詳細については、次回以降の協議会でお示しする予定ですが、本日は本体系の構成について御意見を頂戴できればと考えております。

なお、資料5の表中の一番右の列「通番」については、紫色の計画書の中の16ページ以降に掲載されている障害者計画（第3次）実施計画の通番を表しています。「新」と記載されているものは新規掲載事業となります。

続きまして、資料6「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」を御覧ください。

障害福祉計画と障害児福祉計画の策定に当たっては、この国の基本指針を参考に策定する形に

なります。資料中の2「基本指針見直しの主なポイント」を国が掲げており、市町村の障害福祉計画と障害児福祉計画では、3番の「成果目標」に掲げられている7項目を中心に定めていくことになります。

なお、今回は成果目標「⑥相談支援体制の充実・強化等」、「⑦障害福祉サービス等の質の向上」が新規項目として加わっており、障害者計画とも整合性を図りながら、次回以降の障害者施策推進協議会で、障害福祉計画と障害児福祉計画の内容についてもお示しさせていただきます。

資料の説明は以上となりますが、本日の協議会開催に当たり、会議時間短縮のため、事前に御質問を頂いております。御協力いただいた委員の方、ありがとうございました。

質問内容は2点となりますので、1つずつ御説明させていただきます。

まず1点目の質問、障害福祉サービスの利用者やその家族にとって相談支援専門員の質（知識、理解及び寄り添う気持ちの双方）がとても重要であり、質の向上、人数の確保や過重労働にならないような工夫などが重要と考えます。計画において重点事業にこの点が含まれているのか。含まれていないようならこの点も重点事業に含めることができないか御検討をお願いしますという質問になります。

本内容については、資料5と資料6をお手元に御準備ください。本内容の相談支援専門員の量的・質的確保については、障害者計画の重点事業及び障害福祉計画の成果目標として掲載予定で考えております。

具体的には、資料5の「施策の体系（案）」の表中に記載されている重点事業の上から2段目「指定特定相談支援事業の体制整備」、こちらにおいて相談支援専門員の拡充を盛り込んだ内容を掲載し、同じく重点事業の上から9段目「事業者向け研修」で、研修により質の向上を図っていくことを考えています。

また、資料6の3番の成果目標に記載されている新規追加された「⑥相談支援体制の充実・強化等」において、相談支援専門員の資質向上に向けた活動指標を盛り込むことで、相談支援専門員の体制整備を図っていく予定です。

続いて、2点目の質問になります。障害のある方について、一般の医療機関の受入れや理解に疑問を感じることもあり、安心して地域で暮らすために、地域の一般の医療機関との連携や理解を求めることが必要と考えています。この点が障害者計画と関連してくるのか、取り組んでいくことができるのか、または既に取組済みなのかを教えてくださいたいと思います。という意見になります。

本内容については、資料5「施策の体系（案）」の表中に掲載されている重点事業の上から5段目「障害者地域自立支援協議会の運営」において、各専門部会で医療機関との連携体制を構築していくと同時に、資料6の3番の「成果目標」に記載されている「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」での、こちらの協議の場や、同じく「成果目標」の「⑤障害児支援の提供体制の整備等」での医療的ケア児支援の協議の場でそれぞれ医療機関との連携、理解促進に努めていく形を想定しております。

大塚会長：事務局より計画の位置づけだとか体制、スケジュールなどについてお話を頂きました。主には障害者計画を中心に説明を頂きましたけれども、今の事務局の説明について、御質問やあるいは御意見等を少し伺いたいと思います。

それでは、新しい計画に向けて御質問あるいは御意見があればどうぞ。

柴田委員：今度の計画は今後の6カ年ということであります。やはり6年間というと非常に大きな社会的な変動といたしましうか、変化があるのではないかと思います。今までの6年間も非常に大きな、計画当初では想定していなかったような変化もいろいろありました。

このような大きな変動を見越して国分寺市における障害者の生活をどう支援していくのかという点で考える必要があるのではないかなと思います。

そういう点で見たところ、1つは、この基本的な考え方にもありますが、共生社会の実現、インクルーシブということが今後の大きな課題かと思えます。

国分寺で進んでいる点もありますけれども、この間、立ち遅れているかなと思えるところは、幼児期の保育所での統合保育が十分進んでいないことが1つです。それから、学校教育で特別支援学級が市内のおよそ3校に1つ配置されているわけですが、この特別支援学校の配置校数も、この間ずっと増えていないわけでありまして、設置校の中で学級数が増えているという状態になっています。

これについては、全国的には小中学校で障害児がいる場合に、特別支援学級を配置するというのは、ほとんど当たり前の話で、東京だけが拠点方式をとっていて異例なのだと文部科学省の人から言われるのですけれども、東京都内でも町田市は国際障害者年を契機にして、市内の全小中学校に特別支援学級を配置してもう40年ぐらになります。残念ながら我が国分寺では、国際障害者年の頃からあまり進んでいないという状況にありまして、これについても基本的に子どもの時代から共に育ち合うということが、本当にお互いに理解し合う、障害のある人がない人を理解することも大事だし、障害のない人がある人を理解することも大事だし、そういう基盤になっていくものでありますから、特別支援学級の配置についてもそろそろ見直していかなければいけないのではないかなと思います。

それから、この間、放課後デイサービスが急速に進展し、そしてまた、障害を持つ親が働くようになったということもあるわけです。小学校、中学校、高校まではデイサービスが使える。さて、いよいよ卒業して、生活介護であるとか、あるいは就労支援に行った場合に、特に生活介護のほうが早く終わりますから、3時とか4時に終わってしまう。親はまだ働いているということで、今までは放課後デイサービスが担っていたところの、目的は違うにしても結果的には夕方の支援ということが成人にはないわけで、そここのところは今後、この放課後デイサービスからどんどん卒業していきますと、大きな社会問題になるのではないかなと思います。その対策を考えていかなければならないのではないかな。日中一時支援とか余暇支援事業とか、様々なことの検討が必要かと思えます。

それから、グループホームについては、国分寺は比較的都内でも数が増えてきた、そういう点ではすごく優れた面はありますけれども、しかしながら、特に支援度の高い重症心身障害の人でありますとか、あるいは行動障害の人、また、精神障害の方でも安定的なグループホームが必要という方もいらして、さらに支援度の高い人へのグループホームはまだまだ足りませんし、こういう面からも今後の長期計画の中で見ていく必要があるのではないかなと思います。

最後に、高齢者との関係です。地域包括支援事業が始まっているわけですが、それぞれの小さな地域の中で障害のある人も高齢者も、あるいは子どもも包括的に支え合えるような、そういう

仕組みづくりが今後求められているのではないかと思いますし、地域包括は、今のところ高齢者の介護保険の制度ではありますけれども、今後の展望としては、そういう視点での連携を今後6年間で強化していったら、小さなコミュニティでの支え合いということが必要かと思えます。

見たところ、幼児期から高齢期まで、せつかくの6年間の長期の計画を立てるわけですから、抜本的な視点を持って取り組めばいいのではないかなと提案したいと思えます。

大塚会長：どうもありがとうございます。たくさん項目、ライフステージに応じていろいろな観点から御意見を頂きましたけれども、1つ1つやるとすごく時間がかかりますね。何か事務局、全体としてありますでしょうか。

事務局：ありがとうございます。共生社会の実現ということで、大切な視点だと思っています。市の総合ビジョンのほうにも「共に生きる」ということを大きくうたっていますので、今、様々なところを頂いたかと思うのですが、それぞれ頂いた部分について何とかうまく盛り込んで、6年間の計画を作っていくようにしていきたいと思えます。ありがとうございます。

大塚会長：今、柴田委員もおっしゃったように、最初の理念で共生社会ということで、地域共生社会かもしれないのですが、事務局に用意していただいた資料には、障害者計画の基本理念を変更したいと。現行第3次の障害者計画は、「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」を、これを次期計画は、今の案としては、「障害のある人もない人も支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」と。ある意味で理念が全てを語るということもあって、だからといってここに全部を盛り込むこともなかなか困難なのですが、皆さん、いかがでしょうか。新しい理念、考え方。もし事務局がこの理念を変えることの、どんな観点から変えたいということがあったら、まず説明していただいて、皆さんに諮りましょうか。

事務局：まず現行計画の「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」については、他計画との整合性として「国分寺市総合ビジョン」の前の「第4次国分寺市長期総合計画」の将来像「健康で文化的な都市～住み続けたいまち、ふるさと国分寺」、こちらの内容を踏まえた上で基本理念を作成している状況になります。今回総合ビジョンに平成29年度から切り替わっていることも踏まえて、その福祉の分野の「障害のある人もない人も、社会の一員として、互いを尊重し、支えあいながら、ともに生きがいを持っていきいきと暮らせる環境が整っている」という目指す姿、こちらの内容を踏まえて短いセンテンスでまとめさせていただき、共生社会や自己実現できる環境というところで、「障害のある人もない人も支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」という内容でまとめさせていただいております。

大塚会長：ありがとうございます。松友委員は、多分理念にはいろいろ考え方を持っていていらっしゃると思いますので、どうですか。

松友委員：基本的に問題を整理するときには、基本理念というのがまずあって、それに合わせて戦略という戦略があって、具体的な戦術という形で、普通欧米等は整理していくわけですが、基本理念というのが単なるスローガンということではなくて、文字どおりベーシックプリンスプルとしての理念を、これがどう違うのかなと2つ思うのです。この理念の表現が違うだけで、同じことを言っているのかなという感じがするのですよね。

だから、私はこの段階から、障害福祉とか障害者団体、関係者の間だけで障害のある人の議論をやっている時代ではないと、いかに商店であるとか農業形態を含めた、いわゆる障害福祉とい

う概念ではないところにどう関わっていくか、あるいはそれをインクルードというか、巻き込んでいくかという戦略が出てきていいのではないかなという感じを、何も国分寺に限りませんけれども、今の段階はそこに来ているのではないかということが1つ。

これは少し大仰な話ですが、いわゆる物事を議論するとき、御存じかと思えますけど、「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」という言い方をするのですが、要するに世界規模のグローバルな視点もきちんと押さえつつ、国分寺の地域ではどうそれを実現するかみたいな、そういう意味における立体感というののもまた必要なのではないか。何も外国がいいとか、それをまねしろというのではないのです。私たちはいろいろな意味で、国内もそうですけれども、学ぶところはいろいろな意味で学んでいく。さらにはそれを障害福祉とかそういう視点だけではなくても、今、御存じのように各地で、国分寺もそう聞いておりますけれども、例えば農業との連携であるとか、いろいろな形で障害のある人が、あるとかないとか関係なく参加できる状態ができていたら、そうすると、最初に戻りますけれども、理念的な流れで福祉とかそういう形だけではなくて、もう少し進んだ形で打ち出してもいいかなという感じは思います。

大塚会長：ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。中西委員、もしあれば。

中西委員：松友委員の立派なお話の後にしゃべるのはなかなか気が引けるのですが、支え合うというところはいいのかなと。どこまでが障害のある人でない人なのかという気もします。障害のない人が障害のある人を支えているのだとか助けているのだとか、それで生きていけているのだという考え方は、本当にもう決別しなければいけないのかなと思います。ただ、そういった考え方が、多分ここにいらっしゃる方は「うんうん」ということだと思うのですが、世間一般に対してそういうふうに言ったときに、同じように「うんうん」と皆さんが心からうなずくかという、何を言っているのだらうと思う方もまだまだたくさんいらっしゃると思うので、お互いに支え合うのだということが分かりやすく書いてあるというのはいいのかなと。まだ、ここから進まなければいけない段階なのかもしれないなと思います。

大塚会長：「障害のある人もない人も支え合い」って、一般的に考えやすいのは、障害のない人が障害のある人を支えるということは一般的だけれども、ここの文脈はそうではなくて、障害のある人もない人もお互いに支え合うという、まさに相互的なものとしてきちんと捉えようと。どっちが援助者、支援者、どちらかが被援助者という関係ではなくて、それぞれの場面において助けることもあるし、助けられることもある。そういうことを目指すということの概念をきちんとはつきりさせようと。

それから、あと、「自分らしさ」。これもよく使うのだけれども、「自分らしく」、もっと言うと、多分これは障害のある方が主体的に生きると、自らが決定したり、自らがいろいろなものを選んでという、その主体性を大切にするという意味だと思うのです。概念はそういうことで言葉は優しく言えばいいけれども、この言葉に込められている裏のきちんとした意味をみんなで共有し合って、注釈をつけてもいいから、それによって私たちはこういう、私はスローガンと言うのですが、理念を作ったということがあればいいと。

もっと皆さんの御意見があれば、いかがでしょうか。

松友委員：極端な話か分かりませんが、御存じのように障害という概念が、「医療モデル」という生物学的に規定するものから、「社会モデル」という社会の中での関係性という形に大幅に基本が変

わったというのが、この間の最も大きな変化だと私は思うのです。だから、「障害のある人もない人も」と言ったときに、言葉では出てきますけれども、あなた障害は本当はないのという、ないと思っている人のほうが障害があるのではないかと思うぐらいに、みんな障害があるのです。特に高齢者になると。私、書き出してみたら23ほどありました、自分の中で。

ただ、それが行動上、生活上にそれほど支障はないから、何とか振り絞りながら生きていますけれども、いわゆる年齢的にも、いろいろな意味でも、ある種の弱さというか、あるいは援助が必要とか、それもあるわけで、私は「障害のある人もない人も」という言い方そのものが少し古いと思います。みんな障害があるのです。あるときもあるし、もうなくなって元気のときもある。

一番大事なことは、共に生きていくというか、要するにそうなったときに、まさにここに書いてあるように「支え合い」ということです。これは障害のある人もない人も必要なときには支え合う社会こそポイントで、障害があってもなくてもお互い何かあったら支えていかないとはいけないわけですから、あまり障害のある人ない人と一種の二分化する表現はもういい加減やめていいのではないかという感じがするのです。みんな障害があるのです。はっきり言って。特にある年齢になりますとね。

それが、要するに行動制限になるとか、社会生活上どれほど影響するかというのは、段階的にありますから。ある段階からこれ以上になると、ここから障害というのだと理念的に、便宜的に言っていますけれども、みんなお互いにいろいろなことがあって、そこを物理的な意味でのバリアフリーの形もあったり、あるいは人の手における支え合いがあったりという形で、そのことをクリアしていくのです。

我々は今、障害問題を議論していますけれども、障害という以前に高齢化社会そのものがそうだし、赤ちゃんは全員支援が必要ですから、そういう意味で「支えの必要な人を支えていけるようなまち」という表現になります。「障害のある人もない人も」というのは、少し古いかないか、もう少しうまい表現はないかなと考えました。基本的な考えはそれで、方向はいいと思います。

大塚会長：ありがとうございます。私も障害のある人もない人もという言葉はパターンリスティックで非常にかっこ悪いなど。でも、趣旨は人と人が支え合いということになるのでしょうかけれども、それでは障害福祉の理念にならないので、結果、また戻って障害とつけないと話にならないというところに落ち着くと。でも、ある人ない人と言うこと自体がもうというのはみんな分かっているけれども、この分野で何か作るときにはそれにまた返らないと何も言えないということで、御理解を頂きたい。

ほかに何かありますか、大丈夫ですか。これでもし何か御意見等またもらって、直していくとか。

事務局：今、委員から御意見いただいたように、現行の計画の理念をそのまま引き継いでいくということも考えたのですけれども、この間、「国分寺市総合ビジョン」の改定などもありましたので、そことの整合性も図っていく必要があるだろうということで、若干ではあります但し変更させていただきました。

障害という言葉を入れるかどうかということもあるのですけれども、そこについては、もし

入れないという御意見が多いのであれば、「国分寺市総合ビジョン」の実行計画のほうに載せさせていただいている中の言葉を引用して、「互いを尊重し、支えあいながら、自分らしくいきいきと暮らせるまち」などと変えるか、御提案させていただいた形にさせていただくか、と事務局としては考えておりますが、いかがでしょうか。

大塚会長：そういうことができるのだっただけですけれども、先ほどの議論の中で、私たちは障害分野からいろいろな関わりの中で委員として出ていて。先ほども話もあったけど、誰でも持っているのではなくて、一般的な障害がない人がどのように考えて、障害のある方とこれから支え合っていくかという、そういうことの観点がきちんと入るといえるか、本当だったら多分委員として一般市民の方が必要なわけですよね。障害者の関係者だけでやっているというのは限界があるわけなので、一般の市民の方がどのように考えて、その人が全部市民を代表するとは言わないけれども、そういう人の考えを入れるということも、多分これからの大切な要点で。

そういうこともあって、ただ、必ずしも障害という言葉を入れなくてもいいということと、それから、障害分野だけではなくて、障害でない方たちの話を聞くとか、聞いてみるとか、そういうのも1つの、そのプロセスを経たということが大切なのかと思っております。全部市民のアンケートを取れとは言わないし、代表に聞いても代表になってしまうから駄目なのだけれども、何か手続上、市民の方の反応みたいなものを入れながら作ったらいかがでしょうか。

松友委員：かなり観念的、理念的なのか分かりませんが、私の長男は今年もう50歳になるのですね。重度の知的障害者に50年付き合ってきて、実感として感じるのは、確かにできないこととか、ましてや生産に関われないとか、そういう問題はありますけれども、これは家族だけかも知れませんが、非常に大きい存在だと思うのです。だから、そういう意味では、いわゆる支援の必要な人に、公的にも個人的にも支え合うような社会というのは、よく言われるように何も障害者だけではなくて、社会全体の、包容力のある社会づくりになると思うのです。

だから、弱い人の存在は、逆に社会を強くするというか、その人を支え合うことによって、その存在があることによって社会が強くなるというか、そういう視点を私は実感として持ちます。その人を排除したり、地域から離れた施設に入れてしまうと、その人と接することもないから、その人の存在そのものが偏った発想になるかも知れませんが、本当に接してみると、いろいろな形が理解できます。これは親子でなくても、友達としても、もちろん兄弟もそうですが、社会の中でいろいろな仕事を一緒にやってみて、単にその人を助けるだけではなくて、その人の存在というのが、社会全体の中においてインパクトがあるのではないかと、最近つくづく思うのです。そこが認識し合っていないと、障害者のために障害者福祉があるのだと言ってしまえば、常に上から目線で助けてやるという感じでしょうが、そうではないということを理解することが大事です。特に自分がかかり高齢化して、あちこち動きが悪くなってくると、なるほどなと感じるものもあります。

でも、そういうことをきちんと認識しないと企画も、その宣言もできないというのがありますから、ある種の形を作らなくてはいいませんが、最終的にはいい意味で、障害のある人とない人という概念が消えていって、結局みんながそれぞれの意味で必要なときには支援を受け、支え合うのだとなっていくような形をどう表現していくのかというのを今、考えています。

大塚会長：ありがとうございます。それでは、ほかの事柄も含めてどうですか。障害者計画、第3次の振

り返りもあつたりということで、あるいはアンケート調査の集計結果というのも資料でつけていただいでいて、こういうことも含めて何か御意見があれば。次期計画に対して。

宮崎委員：今、基本理念のお話が出ていたので、そこからというところなのですが、今回「自分らしくいきいき」ということが入ったことがとても大きなことなのだと思います。障害のある方が自分らしく生きる。例えば、障害のある方が小学校に通おうと思ったときに、そこに段差はあるのかなのか。バリアフリーになっているのか。高度障害のある方が学級に入ろうと思ったときに、担任の先生はそれを受け止めるだけの余力があるのか。そういった重度の障害の方を通じて教室の中で何を教えていくのか。それが、いじめがない学校づくりや共生社会を考える人材を育てていくすごく重要な一歩になると思うのです。

だから、じゃあ、障害のある方たちが地域の学校に、地域指定校に行こうとしたときに、その地盤があるのかな。それが計画の中にきちんと盛り込まれているのかなといったところが、私、初回なのでまだ見えていないところです。

あるいは、先ほど放課後等デイサービスの話も出ていましたが、夕方の時間、学校が終わった後、放課後等デイサービスがあって、お子さんが帰ってくるのは夕方6時ぐらいですよ。そんな方々がもし医療的ケアがあると、帰りの時間が非常に早くなって、3時台に帰ってくるのです。3時台前半に。もう全然生活が変わるのです。半減します。その状況でもって「自分らしくいきいき」というのは、なかなか市としては言いづらい部分が出てくると思いますので、そこをどういうアイデアで補っていけるのかといったところが、また計画の具体的な内容になっていくのかなと思います。

非常に期待したい文言だなと感じています。

大塚会長：ありがとうございます。「自分らしくいきいき」に込めた意味というのはまさに、具体的な例を挙げていただいて、ありがとうございます。多分自分らしく生き生きと暮らせる環境なのでしょうね。そういう環境が設定されていれば、本人がその能力を発揮して、まさにその人らしく生活できるけれども、いろいろなことによって、障壁があることによってうまくいかない。そういうことが可能になるようなまちなのかな。地域という言葉はいいのですよね。そういう環境を作っていくということなのかもしれません。

あとはいかがでしょうか。もし御意見があれば何でも。

中西委員：さっき紹介していただいた質問は、もともと私が出したもののなのですが、2点目の医療機関との連携についてなのですが、障害者の医療をやっている機関との連携というのも、特に障害児の段階とかはすごく重要だと思うのですが、そうではなくて、地域の中で暮らしていくに当たって、例えば知的障害があるけれども、健康だった方が骨折したと。そうすると整形外科に入院するわけですよ。そのときに、整形外科の病院の理解がないと、なかなかいろいろなことが難しく、先日、私が後見人で別の地域で経験したものと、手術はしました。大分よくなってきました。通常であれば、この後、しばらくリハビリをするのだけれども、指示が理解してもらえないから、もう退院したほうがいいのではないですかと。知的障害のない方であれば、まだ病院でリハビリしてもっときれいに歩けるようになる、安定した歩行ができるようになるまで見てくれるのに、じゃあ、そこで障害があるということだけで、早い段階で出て、あとはお家で頑張ってくださいと。頑張ってくださいって何だろうという感じになってしまうので、その家

族とか支援の関係者の方とかは、ほかの方との関係とかでもその病院と関わりがあったり、支援機関とかはですね。また行くかもしれないとか、骨折だと今度抜いてもらわないといけないということがあって、なかなか文句も言いにくいということもありまして、似たような話が最近何件かあって、そういった普通の、一般の方と一緒に受けるような医療機関側の理解というのがなければ、病気にもなれない、けがもできないと。それは施設にずっと入っていればそこで何とかしてもらえるのかも、かかりつけがあるのかもしれないですけども、地域で暮らしていれば、だんだん年とってくるごとに増えていく病気みたいなものに対応してくださる病院、ドクターとの信頼関係みたいなのがないと、ここの病院に行けば安心して、障害があってもかかれるよねというものが、地域で生きていくためには必要なのではないかなと思ひまして、2番目の質問、通常の障害に関わる医療機関との連携というよりは、一般的に私の乏しい経験からの偏見かもしれないですけども、お医者さんは意外と差別意識がある方が多いよなど感じる部分があるので、ぜひ少しずつそこを、連携プラス差別の解消という点でも何かできればいいのではないかなと思ひました。

大塚会長：ありがとうございます。多分障害のある方がこれから地域で生きていくことが大きくなっていくと、一般の医療がどのように関わっていくかということが大きな課題で、医療的ケアの方、ケア児もそうなのでですけども、何でNICUから地域、家庭に帰れないかという、帰ってきたときに、地元の小児科の先生方がその方をきちんと診られない。診るシステムがないわけです。でも、これからはそうではなくて、慣れていただくということももちろんあるのですけれども、そういうことも含めて、診る体制ができればNICUから家庭に帰れるのだと。精神の方もそうですし、あるいはほかの一般、成人病にこれからいっぱいになっていくわけですから、加齢化とともに。そういうことを、考えですよね。一般の医療が障害のある方を診られるようなことを少しずつ考え方として入れておくということは大切な視点かなと思ひます。

ほかにはいかがですか。ないですか。

柴田委員：障害のある人となない人という分け方について、先ほど松友委員が言われたように、子どものときはある意味では障害がある。年をとったらいろいろな障害が出てくるわけで、厳密に言うと、障害があるときもないときもということなのだろうと思ひます。この人は障害のある人、この人は障害のない人という分け方は、おかしいと思ひます。誰にだって何らかの障害はあるし、ここで言っているのは社会的な障害ですよね。非常に大きな人と、軽い人、少ない人ということなのでしょうけれども、状況によってまた変わるわけだから、そこをもう少し丸めた言い方がないかなと思ひます。

松友委員：柴田委員に続ける感じになるのですけれども、いわゆる問題が最初に出てきたときに、いろいろな方がいろいろな形でもって心を砕いてきた。そのことで科学的な、いうなれば定義とか形になってくる。ところが、それが今度は逆にレッテル貼りになってしまう、スティグマになってしまう。ずっと歴史を見てくると、障害というものを本人の生物学的なポイントに置き過ぎた、「医療モデル」で考え過ぎた中で、障害者という何か人種のように特別な人がいるような形になってしまった。本当は専門家がその人を何とか支えようとして施設を作ったり、特殊学級を作ったりなどやったのだらうけれども、結果としてそれが反対側になって、排除の役割を果たしたというのは、もう我々は誰でも苦々しく経験しているのです。だから、地域の中でニーズにど

う対応するかとなると、ハードとかシステム論でやるだけではなくて、サポート理論というか、具体的な手助けというか、そこに重点を置くような社会というか、形を作らなければいけないのではないかなという感じがするのです。

国分寺はどのような社会になってほしいのだと問われ、私がいつも使うのは、「徘徊のできるまち」という表現です。認知症のおじいちゃん、おばあちゃんがまちをうろうろしても「駄目よ」ということで隔離するのではなくて、まちの人がみんな支え合って、励まし合うことによって安心して徘徊できるという状況です。子どももそうですよね。「ハイハイのできる国分寺」とも言えます。支援が必要なときに、専門家だけではなく、まさにここに書いてあるように、共に支え合えるまちを、全体を、社会を巻き込んでいけるような、まちづくりというのが、私は、国分寺はできる感じがするのです。20年、30年近く住んでいて非常にいいまちと実感しています。

大塚会長：ありがとうございます。それでは、コロナ禍の協議会はなるべく短縮して、リスクを減らすということも含めて、もし最後に何か御意見があれば、いかがでしょうか、大丈夫ですか。

これについては、引き続き8月7日まで意見を受け付けると書いてありますから、団体に持ち帰って、今度、障害者計画、障害福祉計画を作るけれども、様々な意見を8月7日までにまとめていただいて、事務局のほうに出していただければ、それも加味しながら今後検討していくということでしょうか、よろしく願います。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。いろいろな御意見を頂きながらまとめていきたいと思っています。

それでは、続きまして、審議事項が終わりまして、その他、今後のスケジュールなどについて、また事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次回の協議会の開催日程を改めてお伝えさせていただきます。次回は8月18日火曜日、午後1時から。場所については現在検討中になりますので、確定しましたら改めて開催通知をお送りさせていただきます。

最後になりましたが、お車でいらっしゃいました委員の方には駐車券をお渡しいたしますので、会議終了後、事務局までお声がけいただければと思います。

大塚会長：それでは、これで第1回の国分寺市障害者施策推進協議会、終わりにしたいと思います。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

——了——